

「法改正への対応 就業規則・36 協定」

～働き方改革関連法への対応を就業規則と 36 協定を中心に解説～

労務管理セミナー

主催：（一社）新宿労働基準協会（幹事）

（一社）三田労働基準協会

働き方改革関連法の最重点事項である同一労働同一賃金、36 協定による時間外労働の上限規制については、就業規則や 36 協定の見直しといった実務的な対応が必要になります。

元労働基準監督官の講師が就業規則の変更や 36 協定の締結のために、今から準備しておくべき事項を中心に解説します。

1 日 時 平成30年11月13日（火）13：30～16：30（開場・受付13：00～）

2 場 所 「B1Z新宿 研修室A」（新宿区西新宿6－8－2）（裏面地図参照）

3 内 容

- ・働き方改革関連法の内容（パートタイム労働法の改正等）
 - ・同一労働同一賃金ガイドライン案と最高裁判決（長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件）
 - ・法改正に向けた就業規則（賃金規定）変更のポイント
 - ・36 協定締結の際の限度時間の定め方
 - ・上限規制に対応するための労働時間管理の方法、労働時間把握の適正化
 - ・現行の適用除外等の取扱い
 - ・今後の省令・指針・通達について注目すべき事項
- ※必要により、内容を変更することがあります。

4 講 師 特定社会保険労務士・労働衛生コンサルタント・シニア産業カウンセラー
（元労働基準監督官） 田 原 さ え 子 氏

5 受講料（資料代、消費税含む）裏面の協会員は4,000円 非会員は6,000円

平成30年11月6日（火）までに下記口座宛お振込み下さい。

銀行名 三菱UFJ銀行 田町支店 口座番号 普通預金 0397963

口座名義 一般社団法人三田労働基準協会

振込人名の前に、講習会の月日をご記入下さい。（例 111300カイヤ等）

11月6日までの取消しは受講料を全額返還します（振込手数料はご負担下さい）。

以降の取消しは返還できません。

6 受講申込（定員70名）

裏面申込書にご記入の上、三田労働基準協会あてFAX（03-3451-7692）
してください。講習会当日は、この申込書（コピー可）をご持参ください。